

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

寝屋川市長 広瀬 慶輔

市町村名 (市町村コード)	寝屋川市 (272159)
地域名 (地域内農業集落名)	大谷養水地区 (大谷・寝屋川公園)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地区は、大谷新池を水源とし、交野市から寝屋川市に跨る、長い歴史を持つひとまとまりの水田を中心とした農用地である。

・周辺は時代とともに開発され、住宅地に囲まれた環境に変化し、景観として一体となりながらも、良好な農用地の利用と保全が行われている。

・しかし、農業者の高齢化・後継者の不足が進んでいる現状のままでは適切な農地の維持管理にも限界が生じてくると考える。

・約70軒の農業者それぞれの農地面積は比較的小さな面積で、効率性の点でも大きな課題を抱えている。

・さらに地域内で都市開発の計画があり、農地と相互協力出来る農業者の減少などの変化にも懸念がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・将来に渡って良好な地域環境を保全していくためには、周辺住宅地域と良好な関係を維持しつつ、農業者や農業者以外の者が連携して農用地、水路、農道及びため池等の維持活動を行うことが重要である。

・さらに耕作放棄地の防止を図るために、本地区での主たる栽培作物である水稻を基本としながら、将来的には営農意欲の高い農業者への農地利用の促進を図り、地域の活性化に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

大谷養水地区農空間保全協議会の活動面積

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
営農意欲の高い農業者へ農地利用を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
本地区は、現状では認定農業者や集落営農組織などの農業を担う者が不在であり、農地所有者が営農している現状である。 意向調査によると、耕作者がいなくなった農地を、担い手や農業関連企業に貸し付けたい(5%)、貸し付けても良い(10%)、相手によっては貸し付けてもいい(49%)で、約64%を占めている。また、農地中間管理機構を利用したい(すでに利用している)との回答が66%であった。このため、今後、営農を拡大したい担い手農業者や農業関連企業が出てきた際には、農地中間管理事業を積極的に活用し、担い手への貸借を進めるなど検討したい。
(3)基盤整備事業への取組方針
本地区において、貴重な農業用水源施設であり営農上欠くことのできないため池やポンプの改修工事を補助事業を活用して次のとおり取り組んだ。また、農業者と地域住民が農地、水路、農道などの地域資源を共同活動で保全管理する多面的機能支払交付金も活用している。 ・大谷新池改修工事 ・補助事業を活用したポンプ改修工事 ・多面的機能支払交付金 - 令和元年度から4年度まで(大谷養水組合として) - 令和5年度(大谷養水組合として) - 大谷養水地区農空間保全協議会を設立して令和5年度から取組中
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
本地区の農地を良好に維持するため、既存の農業者を中心に、地域住民や農業ボランティアを希望する者など、幅広く担い手の確保に努める。新規参入希望者がある場合は、大谷養水地区農空間保全協議会、市、府が連携して参入から定着までをサポートする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑦保全・管理等

1 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1)共通

- ・対象施設の点検及び年度活動計画の策定 毎年1回(4月)
- ・異常気象時の対応 洪水、台風、地震等の発生後

(2)農用地について行う活動

- ・畦畔や法面などの草刈り 随時
- ・遊休農地発生防止のための保全管理 随時

(3)水路、農道、ため池について行う活動

1)水路

- ・水路の草刈り 毎年1回(5月)
- ・水路の泥上げ 毎年1回(5月)

2)農道

- ・路肩、法面の草刈り 毎年1回(5月)
- ・側溝の泥上げ 点検結果に応じ実施時期を決定
- ・施設の適正管理 点検結果に応じ実施時期を決定

3)ため池

- ・草刈り 毎年2回(7月、10月)
- ・泥上げ 点検結果に応じ実施時期を決定
- ・施設の適正管理 点検結果に応じ実施時期を決定

(4)その他施設について行う活動

- ・鳥獣害防護柵の適正管理 点検結果に応じ実施時期を決定

2 地域の共同活動の実施体制

(1)組織の構成員、意思決定方法

- ・大谷養水地区農空間保全協議会の構成員は、活動範囲の農地の所有者、その親族、耕作を行う者及び本活動目的に賛同する者とする。
- ・組織の意思決定は総会により行う。

(2)構成員の役割分担

- ・農業者や農業者以外の者が連携して農用地、水路、農道及びため池等の維持活動を行うとともに耕作放棄地の防止を図る。

3 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

本地区は、都市近郊としての利点を生かした農業を展開している。今後とも農業振興を図るためには、農業者のみならず、地域住民を巻き込んだ農地・農業施設の保全管理を行っていく。